

令和元年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第2号）

令和元年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
職員研修に係る委託料及び印刷製本費	令和2年度	39,838

令和2年2月13日 提 出

新潟県市町村総合事務組合議会議長 様

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

(説明資料)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書 (単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	特定財源	一般財源
職員研修に係る 委託料及び印刷 製本費	39,838		なし	令和2年度	39,838	26,516	13,322

参考 (上記の内訳)

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	特定財源	一般財源
職員研修に係る委 託料	39,775		なし	令和2年度	39,775	26,516 (3分の2)	13,259 (3分の1)
職員研修に係る印 刷製本費	63		なし	令和2年度	63	-	63